

会 議 記 録

会議名称		第35回杉並区環境清掃審議会
日時		平成21年3月24日(火)午後2時01分~午後4時47分
場所		区役所 中棟6階 第4会議室
出席者	委員名	丸田会長、横山委員、石川委員、岸委員、夏目委員、柳澤委員、馬奈木委員、岩島委員、山室委員、木村委員、櫻田委員、松木委員、内藤委員、大澤委員、境原委員、井上委員 (16名)
	区側	環境課長、環境都市推進担当課長、清掃管理課長(清掃施設調整担当課長兼務)、ごみ減量担当課長、杉並清掃事務所長、方南支所担当課長、都市計画課長、みどり公園課長、建築課長
傍聴者数		0名
配付資料等	事前	平成20年度一般大気中のアスベスト濃度の測定結果について 路上喫煙等に対する過料徴収の実施について 分別変更に伴うごみ量変化について カラス対策ごみ集積所実態調査結果について 平成20年度杉並中継所搬入ごみ組成調査(概要)について 杉並清掃工場の焼却炉の停止について 杉並清掃工場高層気象調査について 杉並清掃工場建替計画の決定について 杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例改正の概要について みどりのベルトづくりモデル地区指定(高円寺)について 「杉並区みどりの基金」運営状況について
	当日	席次表 第35回杉並区環境清掃審議会 次第 環境基本計画の改定検討部会報告書(素案) カラス対策ごみ集積所実態調査報告書 平成20年度杉並中継所搬入ごみ組成調査報告書 広報すぎなみ 3月11日、3月21日 ごみパッケン 第24号 消灯イベント アースアワーの参加について(チラシ) 善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出事業への提言書
会議次第		第35回杉並区環境清掃審議会 1 会長挨拶 2 第34回会議録(案)の確認 3 環境基本計画改定検討部会の検討経過報告について 4 報告事項 (1)平成20年度一般大気中のアスベスト濃度の測定結果について (2)路上喫煙等に対する過料徴収の実施について (3)分別変更に伴うごみ量変化について (4)カラス対策ごみ集積所実態調査結果について (5)平成20年度杉並中継所搬入ごみ組成調査(概要)について (6)杉並清掃工場の焼却炉の停止について (7)杉並清掃工場高層気象調査について (8)杉並清掃工場建替計画の決定について (9)杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例改正の概要について (10)みどりのベルトづくりモデル地区指定(高円寺)について (11)「杉並区みどりの基金」運営状況について 5 その他 6 次回開催予定

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 主要な発言 および 会議の内容 </p>	<p> 第35回杉並区環境清掃審議会 1 配付資料の確認 2 第34回杉並区環境清掃審議会会議録の確認 3 環境基本計画改定検討部会の検討経過報告について ・ 環境基本計画の改定検討部会報告書（素案）を報告。 ・ 4月3日ごろまでにご意見をいただきたい。 4 報告事項 (1)平成20年度一般大気中のアスベスト濃度の測定結果について (2)路上喫煙等に対する過料徴収の実施について (3)分別変更に伴うごみ量変化について (4)カラス対策ごみ集積所実態調査結果について (5)平成20年度杉並中継所搬入ごみ組成調査（概要）について (6)杉並清掃工場の焼却炉の停止について (7)杉並清掃工場高層気象調査について (8)杉並清掃工場建替計画の決定について (9)杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例改正の概要について (10)みどりのベルトづくりモデル地区指定（高円寺）について (11)「杉並区みどりの基金」運営状況について 5 その他 ・ 消灯イベント アースアワーの参加について ・ 善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出事業への提言書 6 次回開催予定 平成21年5月15日（金曜日）午後2時開催予定 </p>
--	---

<p>発言者 環境課長</p>	<p>第35回環境清掃審議会発言要旨 平成21年3月24日(火) 発言要旨</p>
	<p>定刻となりましたので、第35回環境清掃審議会の開会をお願いしたいと思います。</p> <p>開会に当たりまして、事務局より本日の委員の出席状況のご報告をいたします。現在のところ、事前にいただいている方も含めまして6人の方が欠席でございます。定足数につきましては半数ということでございますので、本日の会議は有効に成立するものでございます。</p> <p>次に資料の確認をさせていただきたいと思っております。本日はかなり量が多いです。事前にご送付させていただいたものは、「第34回環境清掃審議会会議録(案)」でございます。それ以外に11件でございます。「平成20年度一般大気中のアスベスト濃度の測定結果について」、「路上禁煙等に対する過料徴収の実施について」、「分別変更に伴うごみ量変化について」、「カラス対策ごみ集積所実態調査結果について」、「平成20年度杉並中継所搬入ごみ組成調査(概要)について」、「杉並清掃工場焼却炉の停止について」、「杉並清掃工場高層気象調査について」、「杉並清掃工場建替計画の決定について」、「杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例改正の概要について」、「みどりのベルトづくりモデル地区(高円寺)について」、「杉並区みどりの基金」運営状況について、でございます。</p> <p>本日、席上にご配付させていただいているものは「環境基本計画の改定検討部会報告書(素案)」でございます。事前送付されたものの補足の資料ということで冊子の「カラス対策ごみ集積所実態調査報告書」があります。「平成20年度杉並中継所搬入ごみ組成調査報告書」、これも冊子になったものでございます。「広報すぎなみ」の21年3月11日、21日号でございます。「ごみパッケン」の第24号です。アースアワーの関係のチラシもあると思っております。「善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出事業への提言書」ということで、本日は計6点配付をさせていただいておりますが、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、会長、開会をよろしく願います。</p>
<p>会長</p>	<p>お忙しいところ、また年度末でいろいろご用事のあるところお集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>只今から第35回杉並区環境清掃審議会を開催したいと思います。</p> <p>では、まず「第34回環境清掃審議会会議録(案)の確認」ということで、いつ</p>

<p>環境課長</p>	<p>もどおり皆様方に前もって送付してありますので、いかがでございますか、会議録、よろしゅうございますか。では、ご確認いただいたということにして(案)をとらせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>では、議事に入りますが、3番目に書いてございますのが「環境基本計画改定検討部会の検討経過報告について」、事務局の環境課長からご報告お願いいたします。</p> <p>今日は部会長、G委員がご欠席ということなので、事務局から部会での報告書の素案という段階ではございますが、先週3月18日に部会が開かれまして、若干それに修正をさせていただいた資料を説明させていただきます。</p> <p>今日は素案の段階ではございますが、これから部会でまた最終的に案、それから報告書というふうにつくることとなりますが、今日のところは環境清掃審議会のほうに、こういうものを検討しているとご報告をさせていただいて、今日は時間の関係もありますが、ご意見等があれば4月の初めぐらい、後で日程等をお話させていただきますが、ご意見をいただいた上でこの部会で再度検討させていただきたいと考えております。</p> <p>今回は、報告書の素案ということでございます。表紙のところはそういう記載がございまして、最初を開いていただきまして1ページ、「はじめに」ということでここから本文の始まりがありまして、2ページ以降13ページまででございますが、報告書としての本文になると思います。14ページ以降については資料ということで、今回7つ資料がついております。こういう構成でございます。</p> <p>それでは、最初に1ページの「はじめに」をご覧いただきたいと思います。</p> <p>ここには今までの経緯等が記載されておりまして、下の「なお…」以降のところではございますが、見直しを今回することになってはいますが、実際計画期間については25年度までということと、それから23年度には見直しが区側で予定されているということを踏まえて、本格改定ではなく、そぐわなくなっている事項の改定や新たな視点を中心に議論、検討を行ったということに記載してございます。</p> <p>次の2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>章ということになりますが、現行計画の進捗状況と評価ということでございます。これにつきましては、左側のほうの2ページについては環境目標、それから施策・事業の状況ということで、現状がどういう状態かを19年度末に進捗状況等を調査しているものをまとめたものでございます。環境目標ごとに表をつくらせていただいて、全部で50目標がございまして、そのうち31が目標値があるとい</p>
-------------	---

うことをごさいますして、目標値がないものは19ということで、目標値があるものについては一部達成で13、約40%ですね。それから達成ということで50%、合わせて大体9割ぐらいは達成になっている状況があります。未達成については、これはCO₂の削減ができていないということが未達成ということをごさいます。

下の施策・事業の状況ということをごさいまするが、全部で205事業ごさいます。これについては基本目標ごとに下表のとりの割合をごさいますして、全部で205あるうちの実施済みについて150ごさいます。大体7割ぐらいでごさいます。一部実施については16%ぐらいておおむね9割ぐらいは実施ができつつあるというものでごさいます。

詳細につきましては、資料編の資料3に記載させていただきます。

評価につきましては、基本目標ごとに から までについて、定性的について評価をした記載をさせていただきます。

基本目標 では、二酸化炭素については排出の削減ではなく増加しているようなことをごさいまするが、区民の高いエネルギー意識とかそういうことは定着してきているだろうということで、太陽光発電の設置助成などを引き続き行っていくことが求められるということが記載されております。

基本目標 につきましては、大気汚染の防止については自動車対策というようなことが中心だろうということで、その辺の努力をこれから求められるだろうということをごさいます。

基本目標 の緑地等の減少についてはなかなか歯止めがかけられない状況があるというようなことをごさいます。

基本目標 の魅力ある快適なまちなみをつくるということで、それなりに進められていますが、生活道路などにおける景観整備に進展が見られません。

それから基本目標 の「区民、事業者、区がともに環境を考え、行動するまちをつくる」ということでいろいろと推進はされていますが、さらなる取り組みが必要だろうということをごさいます。

以上のことから、おおむね順調には現行計画は推移していると思われませんが、まだ目標達成についてはいろいろな今度課題をもう一回見直す必要があるだろうし、検討も必要だろうし、新たな課題について取り組みが必要であろうということが記載されています。

4ページから6ページということで今回改定をするに当たって、改定のあり方に関する基本的な考え方ということで、記載のとおり全部で5つということご

とめさせていただいております。

最初の1番のところは区民・事業者・行政との協働による環境に負荷を与えない「環境先進都市杉並」の実現を目指すということで、この改定も行っていくというような趣旨でございます。

2番目は区民、事業者、区の役割を明確にして可能な限り達成目標を数値化して区民からわかりやすい計画を区民、事業者、区の役割分担をしてやっていくということが記載されていまして、4ページの下のほうに取り組みの方向について下位にいろいろな目標を立てるとしても、こういう4点については留意する必要があるだろうという記載をさせていただいております。

5ページの一番上の3つ目です。杉並区の地域特性を踏まえ、杉並らしさを出すとともに、得意な分野を伸ばしていく必要があるだろうと。いわゆるレジ袋とかみどりの基金とかそういうこと、エコスクールのこと書いてありますが、そういうこともやっていますので、そういう部分を伸ばす計画とする必要があるだろうということでございます。

4番目は環境問題をめぐる国内外の動向を踏まえ、区における当面の政策課題について、施策の方向性及び達成目標等を明らかにするという事です。今いろいろな問題が起きておりますが、特に地球温暖化の関係が一番で、年末までに、いわゆるポスト京都議定書後の新たな枠組みづくりというのはまだ決まっていない段階でございますが、杉並区についてはレジ袋条例をはじめ、いろいろな資源分別等も開始されております。清掃工場も建てかえということもございまして、景観条例も、来年度から施行されるという状況だということがございます。

そういうことで大きく変化しているということで、動向を的確に把握してその結果を改定計画に反映させることが重要だということでございます。

次の6ページは杉並の総合計画である基本計画とか実施計画が既に改定を行われておりますので、それにあわすような計画が必要だろうということと、杉並区の一般廃棄物処理基本計画も既に先にでき上がっておりますので、そういうものの関係施策を見ながらやっていくことが必要だろうということと、関係法令につきましては、環境確保条例が来年度から改正されますので、それにあわせて区の本庁舎自体が大規模事業所ということになりますので、温室効果ガスの排出総量の削減義務づけがこれから始まります。省エネ法が改正されることによって、本庁舎以外のすべての区有施設も対象に届け出等が必要になっていくような状況がございます。こういうことに対して的確に対応できる計画であるということが必

要だろうということで、これが5つございます。

7ページからですが、これは現行計画についてのどういう考え方で改定したらいいだろうということについて記載させていただいております。

まず、7ページは5つの基本目標ということで、現行計画については5つの基本目標がございます。そこに図がございますが、5つございまして、それは環境先進都市を目指すためにやるということで、最終的には杉並の将来像を「区民がつくるみどりの都市杉並」のためにやるということでございますが、こういう構成になっていますが、実際はよくよく見てみると基本目標4つまでについては並列の関係でございますが、基本目標 につきまして区民、事業者、区がともに環境を考え、行動するまちをつくるということにつきましては、それを達成するための行動原理として位置づけられているだろうということで、7ページ下のほうのこういう関係で環境先進都市を目指す計画であろうと考えられるということでございます。まずそういうことから始まりました。

8ページの一番上のほうを見ていただきますと、先ほど「はじめに」のところにもありましたように、今の改定、新たな計画につきましては、21年度から25年までの5年間ということと、3年目の見直しが予定されているということと、杉並区21世紀ビジョンが四半世紀を展望して将来に継続する必要があるということから、枠組みについては現行計画を踏襲すべきであるという考えであるということとでございます。それぞれの改定に当たって、現行の基本目標に沿っての考えがそこに記載されています。基本目標 から9ページの下 の までということとでございます。基本目標 につきましては持続的発展が可能なまちをつくるということで、これは目標とその下に取組みの方向ということもそのまま踏襲していただろうということとでございますが、なかなか地球温暖化対策の防止の取組みについては二酸化炭素の排出量が現行計画より増加しているということなので、その辺についてもう少しいろいろな施策を展開する必要があるということとでございます。循環型社会への取組みについては、ごみ半減プランもできていますし、生ごみの資源化ということも必要だろうということとでございます。

基本目標 については健康と暮らしの安全を守るまちをつくるということで、まず1つはこの部会の中で議論になったこととでございますが、基本目標の表現だけではなく取組みの方向の構成について再考する必要があるということで、まず1つは表現については、この今の現行計画の前には公害という言葉が入ったものですが、現行計画で公害がない表現的に抜けているということで、それがいい

のかどうかと。区民の公害という言葉から思い浮かべるものが変わってきていて、区内の公害がなくなったわけではないということで、安全という表現が防犯等に想起させてしまうことについて検討する必要があるだろうと、そういうことがございました。あとは記載のとおり、それぞれの取組みについての考え方について記載させていただいております。

それから、3番目です。基本目標 につきましては、このまま現行の計画を踏襲するというのでいいだろうと。ただ、基本目標 との関係で書き分けに留意する必要があるだろうということでございます。

第4のほうです。これについても原則現行計画を踏襲するというのでよろしいだろうということでございます。そこに記載のとおりの検討に必要なことであろうということでございます。

基本目標の でございますが、これにつきましては大きく変わるところがあるということになります。1つは基本目標 について、表現等は踏襲することになりますが、その中の構成といたしまして、中に4つの目標への挑戦ということが一緒に入っていますが、今取り組むようなことということで、それについては外に別立てで、基本目標の中に入れたいということで、その上で実際参加と協働のための仕組みづくりについては再構成をして検討するというのでございます。そういうことで、ここについては若干考え方が少し変わったということでございます。

10ページから11ページについて私たちの4つの挑戦は、従来あった4つの挑戦について、今述べたように体系とは別に整理するというので、今取り組むべき課題ということで設定するということです。どう出すかということでは、基本目標ごとに1つずつ設定するというのも考えられますが、下にあるように今ある4つの挑戦ごとに意見をつけています。

1番の二酸化炭素については、これはこのままやる必要があるだろうということですが、なかでも数値目標として達成するというのであれば、庁内対策で実現可能な目標なり具体的な行動目標などを設定して検討する必要があるだろうということでございます。

2番目のごみの関係でございますが、これは既に一般廃棄物処理基本計画が策定されておりますので、ある程度それにあわせた形でここにあるような表現ではなくて、数値がごみ半減プラン等の数値に合うような25年度までにできるような目標について設定すべきだろうということでございます。

3番目の有害化学物質を減らしていくということですが、これにつきましては、野焼きの苦情がゼロというような目標が掲げられていたりしていますので、なかなか項目的には乖離があるということですが、もしこれを出すとすれば基本目標 の中に関係あるもので有害化学物質のほか自動車ターゲットとした挑戦設定についても検討する必要があるだろうということになります。

4番目については「善福寺川、神田川沿いのみどりを中心に、杉並区のみどりの道でつながります」ということにつきましては、おおむねこういう方向でやっていきます。ただ、若干その目標については変えていく必要があるだろうということになります。

以上の観点、それぞれ意見を出した上で、12ページから13ページにかけて改定案ということで、大きいところで基本目標と取組みの方向についての構成については、こういうような部会としては提案をしたいということで記載させていただいております。基本目標 につきましては従来どおりでございます。

基本目標 につきましては、まず表題が変わったということですが、その中の取組みの中でも自動車等に起因する大気汚染を防ぐ取組みとかが重要であろうということで、そういうものが1番、あとは化学物質、水質汚濁、その他の生活環境を守る取組みということで、変更されております。

基本目標 、これについては現行どおりでございます。

基本目標 につきましてもこの現行のとおりでございます。

最後の基本目標 につきましては、先ほど4つの挑戦が外に出て、区民、事業者、区がともに環境を考え、行動するまちをつくるということで3つの取組みの方向について記載のとおりのもにさせていただいております。

私たちの4つの挑戦ということですが、先ほど言ったように1番はCO₂の関係については従来どおりの目標を掲げますが、具体的にやることについてはもう少し実現可能なことを考えていくと。

2番目のごみの関係につきましては、一般廃棄物処理基本計画ごみ半減プランにもありますように、25年度に340グラムということになっておりますので、その数値が記載されております。

3番目でございますが、例示という段階ではっきりしたことをここでは書き込んでありませんが、基本目標 を象徴するような自動車に起因する大気汚染の低減のための取組みや大気や水質の保全や改善の取組みに向けた体制づくりなど

<p>会 長</p> <p>環 境 課 長</p>	<p>平成25年度目標を掲げるということで、実際もし書くとしたら例示のような車を減らす話とかが徒歩や自転車を利用する話とか、公共交通機関、自転車専用レーンなどということが考えられるということで挙げさせていただいております。</p> <p>4 番目については従来のとおりでございます。</p> <p>長期的課題ということでございますが、そこに記載のとおり5つ掲げさせていただいておりますが、期間を定めて実現する施策とともに、低炭素社会の実現など直ちに実現することは困難であるということで、実現を目指して長期的に努力を続けるべき課題ということで、下を提案するということで5つ提案させていただいております。</p> <p>あとは資料のほうで1カ所だけ説明させていただきたいと思いますが、資料編の26ページでございます。</p> <p>これにつきましては、先ほど現行計画と改定案として体系がありますが、比較ということでどういう組み合わせをして新しい改定案になるかということの比較表ということで、左側のほうが現行計画でございます、右のほうが改定案ということで、基本目標 章、 章。特に基本目標 章についてはそれぞれ組み合わせ方を変えた上で改定案のほうになっています。基本目標 章ですが、2番目のところの自然生態系の調査の取り組みというのが新しい改定案のほうでは自然生態系保全の取り組みとしてありますので、そこについては若干行き来があるということでございます。基本目標 につきましては、私たちの4つの挑戦が外に出たということで中を3つに組み合わせ、私たちの挑戦は外に4つが出るということでございます。</p> <p>現在のところ、こういうことで今部会では素案、そして案と進んでいくという状況でございます。私のほうからは以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>このスケジュールは最初少し言われましたけれども、4月に.....。</p> <p>当初、諮問の段階では去年9月ですか、3月末には何とか答申をいただきたいということになっていましたが、いろいろと熱心なご議論があったということで、最終的に3月に諮問が出るというのはちょっと難しいということで、まず部会を4月に開かせていただいて、そこで今回報告書の案をつくった上で案をとらせていただいて、最終的にはそこで報告書としてできるものが4月中には何とかしたいと思っています。</p> <p>それを受けて今度環境清掃審議会としての答申をいただきたいと思っております。</p>
---------------------------	---

	<p>で、5月ごろになると考えています。今日当日配付ということで、部会員の方々については先週既にお話をさせていただいたものを一部修正しておりますが、今日初めて見られる方もいらっしゃると思いますので、すぐ意見等が出ないかもしれませんが、できれば4月3日ごろまでにご意見等を事務局に寄せていただいた上で、部会の中でまた検討して案をつくっていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。大体スケジュールもわかりました。</p> <p>では、今日フリーにご意見をちょうだいすると。特に部会の委員の方も出席されていますけれども、どちらかといえば部会員でない方からご意見をちょうだいできればなと思います。それで今、事務局で言われましたように、今日すぐというわけにもいかないし、そういう場合は後ほど4月3日までに事務局のほうにご意見をちょうだいできればと思います。</p> <p>では、どうぞ。どの点からでもよろしくお願いします。</p> <p>特に今はご意見ございませんでしょうか。内容的には膨大な量がありまして、個々にチェックしていくといろいろあるかもしれませんが、では今日はお聞きしたということにして、どちらかといえば経過報告というふうに受けとっていいと思いますし、お持ち帰りになっているいろいろご意見ございましたら事務局のほうにお伝えできればと思います。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>部会員の方の先週の意見もそれなりに反映させてつくらせていただきましたが、今日は特に本会ということなので、部会以外の方が初めて見られるということなので、なかなかその場でご意見が出ないと思いますので、先ほど言ったように部会員の方も含めまして、部会員の方々にもそういうお話をさせていただいておりますので、4月3日金曜日になると思いますが、ご意見等がございましたら、できれば文書といいますが、ファクスでもよろしいし、メール、郵送、メモでもよろしいのですが、4月3日までに出示していただければ幸いです。</p>
<p>会 長</p>	<p>では、よろしくお願いします。</p> <p>では、4の報告事項に入らせていただきまして、環境課長関係が最初の2項目でございます。1つが「平成20年度一般大気中のアスベスト濃度の測定結果について」、2番目が「路上喫煙等に対する過料徴収の実施について」でございます。</p> <p>では、環境課長、ご説明をお願いします。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>それでは、まず私のほうから2件ご報告をさせていただきます。</p> <p>まず1件目は「平成20年度一般大気中のアスベスト濃度の測定結果」というこ</p>

とでございます。これについては毎年10月ごろ測定をさせていただいております。記載のとおり、10月10日に区内3地点で濃度測定を行いました。結果については、20年のところでございますが、1リットル当たり0.1未満ということでございます。過去3回、17、18、19年度についても記載のとおりでございます。アスベストについては特に環境基準というものはございまして、一般的には大気中におおよそ0.1とか0.2本程度あると言われております。規制基準ですね。今度出してはいけない基準ということでは、アスベスト工場周辺のところの境界のところまで1リットル当たり10本というのが規制基準になってございます。

参考ということで下のほうに過去に東京都の調査をしたものと、裏面のほうですが、これはほかの他の区と市でやった14年以降の数値を上げさせていただいておりますが、まだ19年度が具体的に出ていないので、そこでは記載がありません。これから集計が出てくるようであれば19年度について、ただ、こういう板橋とか武蔵野とか八王子、調布ではありますが、年度の途中でもやっていない区市もでございます。こういう状況でございます。

次に「路上喫煙等に対する過料徴収の実施」ということで、記載のとおり区民の安全と環境美化の一層の推進を図るため、下記のとおり路上喫煙等に対する過料徴収を実施するということでございます。これは現行の安全美化条例、生活安全及び環境美化に関する条例上、路上禁煙地区においてはそこでたばこを吸ったりポイ捨てをすることに対しては罰則の規定がございます。現在6カ所路上禁煙地区があり、条例上は規定がございますが、過料をとることについてはまだ施行されていなかったということでございます。今まで5年ほど条例を施行して、迷惑たばこについてのキャンペーンとか駅頭でのキャンペーン、周知活動をやってきましたが、その周知活動によってそれなりの成果は上がってきておりますが、やめてもらえない人も一定以上それなりにいるということで、最終的にはこういう罰則規定を適用することによってなくしていきたいということです。逆に言えば守っている方がかなり多いので、ただ、その方は守っていらっしゃるのですが、守っていない人については何もペナルティー等がない状況であるというのは好ましくないということで、守らない人に対しての過料を徴収した上でなくしていこうということで今回やるということでございます。

適用対象は6地区ございまして、現在、JR4駅と、あと高井戸と上井草というところが路上禁煙地区に適用されています。過料の金額については2,000円ということでございます。実際どういう体制でやるかということでございますが、

	<p>区の職員と実際は非常勤の職員ということで、警察のOBを採用した上で最低でも2人1組体制で定期的に回っていくということでございます。徴収の方法ということでございますが、その場で現金でいただくということでございます。実施開始時期については10月1日ということでございます。条例の関係の施行規定を3月中か4月初めには出した上で、6カ月の周知期間を経て実施したいということでございます。</p> <p>これから今までもずっとやってきていますが、警察なり町会、商店会、それから各種いろいろな団体のほうでご案内をさせていただいております、周知をさせていただいておりますが、今後実際、駅頭に出ていたり広報とか新聞、ホームページ、ポスター、チラシ、看板、いろいろな団体へ説明に行くという以外に具体的に4月以降には、パトロールを開始しますので、パトロールをする中で実際吸っている人なりポイ捨てをしている人に対して注意して、今後10月1日以降は過料をとることになりますよという警告書のようなものを渡した上で周知を図っていくということを考えてございます。</p> <p>そういう状況でございますので、皆様方もぜひご理解とご協力をいただきたいと存じます。私からは以上でございます。</p> <p>では、最初に「平成21年度一般大気中のアスベスト濃度の測定結果について」ということで、ご質問等ございましたらお願いします。</p> <p>はい、どうぞ、U委員。</p> <p>今、環境課長のほうから一般大気中1リットル10本、これはそれだけではちょっと皆さんにはわからないのしょうけれども、これはアスベストを出す敷地基準のことなのですよ。なぜかといいますと、これは私の友達に専門家がおりまして、5年ぐらい前に私も興味があっている話をしたことで、記憶にちょっとあるのですけれども、要はここで言っているこの調査地点というのは発生源の周辺なのかということが1つ疑問。</p> <p>もう一つはその専門家が話をした内容でありますと、一般大気中で1リットル中に1本アスベストが入っていた場合は、1万人に1.7人の障害死亡率が出るというのが推定されるというようなことを私聞いたのです。ただ、この基準というのが要は発生源の周辺の基準というものがまだなされていないのではないかなと思うのですけれども、この辺については環境省のほうから何か情報を得ているのかどうかということをお聞きしたい。</p> <p>ということは整理をしますと、1点はここでうたわれている調査地点というの</p>
--	---

<p>会 長 環 境 課 長</p>	<p>は発生源の周辺なのか、ただやたらやったのか、その辺のことともう一つは発生源の周辺というものに対する基準というのを設けていく考えを持っているのかどうかの環境省のほうからの情報は得ているかと、この2点でございます。</p> <p>以上です。</p> <p>では、事務局。</p> <p>まず発生源というかこの3カ所については、区内の一般大気中のアスベストを測定する定点観測ということで経過観察をやっていきます。特に杉並区内には発生源といいますが、アスベストをつくっている工場はもうないので、その周辺というところは特にございません。区の施設で大体区の中の代表できそうなところを3カ所ということで散らばらせてとっています。実際、発生源と言われると建設工事とか出る可能性はありますが、それについては区のほうで実際チェックをしておりますので、一般大気中にどの程度あるかということの調査をしているということでございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>環境基準については環境省のほうから連絡はございません。</p> <p>よろしいですか。では、ほかの方。</p> <p>よろしゅうございますか。ありがとうございました。</p> <p>では、2番目の「路上喫煙等に対する過料徴収の実施について」ということで、ご質問等ございましたらお願いします。</p>
<p>U 委 員 環 境 課 長</p>	<p>U委員。</p> <p>1ついいですか。すみませんね、私だけやって。この路上禁煙、たばこを吸う人はだんだん厳しくなって吸う場所がなくなってくる状態でございます、過料をとるということになるとやはり歩きたばこも厳しいなと感じておるんですけども、というのやはり一番大きな原因というのは子供に非常に危険が起こるよということが原因だと思いますけれども、そこで、私は質問というか今後の考え方を聞きたいのですが、この条例の過料を施行してポイ捨てや歩きたばこがどの程度改善されたか。これはやはり定期的に調べる必要があるのではないかなと。要は条例を施行しっぱなしということであれば、私も一区民ですので、区のほうにも申し入れますけれども、区長のほうにも今、パソコン等で直接ダイレクトに行くメールがございますから、条例を施行したけれども、ちっとも調べていないと。そのようなアクションをとってさらに2,000円であれば過料を増やすという考えも長期的に持っているかどうかという意見です。よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、最初にどうなってきたかということでございますが、条例は平成15</p>

	<p>年10月1日に施行してございまして、今ある路上禁煙地区が6カ所ですが、荻窪と高円寺、それから阿佐ヶ谷ですか、その3カ所を最初にして、それから16年になって2月に西荻窪、17年2月に上井草、高井戸ということでそれぞれ条例を施行する前と施行後の状況をそれぞれ毎月年に2回か3回、朝に定点観測をしています。それで、例えば一番多かったのは荻窪駅の駅周辺で定点観測した、朝大体1時間半ぐらいですが、歩きたばこをしていた人は条例施行前が399人、約400人ございました。それが去年の9月に同じところで同じ時間に平日ですが、6人と、大体98%ぐらいが実際に減っています。各駅それぞれ大体周辺、8割から9割ぐらい減ってきているということは測定しています。</p> <p>ただ、そうはいつでもまだそれなりにいるということで、守っていない人は少数ですけども一部いるということで、そういう人に絶対やめていただくためには過料も必要だろうと。逆に守っている人も今、たばこを吸わなくなったという傾向もありますが、守っている人もそれなりに多いわけですので、そういう人にとっては、今度逆に守っていないのがおかしいじゃないかということもありますので、今回は過料をすることによってそれを減らしていきたいということです。</p> <p>額につきましては2,000円をさらに上げるというのはちょっと難しい、ほかの自治体で1,000円のところもありますが、2,000円、3,000円とか4,000円、5,000円という話もありますが、余り多くなると実際払わない人も増えるだろうし、けんかになる場合もありますので、2,000円ぐらいとられるならそこでやめるだろうということでとりあえず今決めたものでございます。</p>
会 長	では、ほかの方でございましたら。
K 委 員	はい、K委員。
	<p>このパトロールの内容について具体的に内容を教えていただきたいのです。といいますのは、区の職員の方と非常勤の警察OBの方を入れるということですが、具体的に人数体制がどのくらいいけるのかとか、それから定期的にパトロールをするとここにありますが、定期的とはどういう意味なのか。毎日、毎日やるのか。週に1回だけやるのか。時間的にどうするのかというようなことですね。</p> <p>それからもう一つ、このパトロールというのはいわゆる路上禁煙を対象にした専門的なパトロールなのか、後ほど出てくると思いますが、例えば資源持ち去り対策を兼ねたようなパトロールなのかとか、その辺もちょっとわからないものですから、具体的にパトロールの内容について教えていただきたい。</p>
環 境 課 長	まず、パトロールをどうやるかということですが、年末年始を除いて毎日で

	<p>す。平日も祝日、土日すべてということであります。</p> <p>体制ですが、実際今は警察OBを4人来年度採用することで大体決まっています。警察OBが4人いますので、それぞれ1人ずつに区の職員も一緒に回るということですが、警察OBは非常勤なので、4つの班は動けないので、大体平日は2つの班ができます。どこを回るかというのはなかなか最初に言うと皆さんあれなので、ただ、路上禁煙地区でも範囲が広い地域と、高井戸とか上井草は狭いので、それはもう半日もあれば十分回れるところで、そういうところを1日に2班ぐらいがそれぞれいろいろなところを動いていて、そこで吸っている人がいれば過料をとる。大体一番多いのは朝とか夜、夕方ですかね。そういうところを重点的に回る。昼間も回ります。私は、千代田区のほうで一緒に回り、特に秋葉原のところなどは、お店とか事務所が多いので外から来る方がかなり多かったのですが、杉並区はそんなに数は多くはないと思いますが、それなりに吸っている人が何人かいますので、そういう人に対してとるという体制でございます。</p>
U 委 員	<p>もう一点お聞きしましたね。これ専門でおやりになるのですか、それともほかの業務を兼ねてという。</p>
環 境 課 長	<p>今言った4人ということで、これ専門でやります。確かに抜き取りのほうは後で説明があるかもしれませんが、そちらはそちらでまた別にやることになると思います。こちらは時間帯の話もありますし、多分抜き取りのほうがもっと早い時間になりますので、こちらは昼間どちらかということ朝とか夜、夕方ということになります。あとは安全パトロール隊が別にありますが、それは連携して、ただ今回は4人の方はここだけ専門ということで今はやっています。</p>
会 長	<p>ほかにございますか。</p>
	<p>どうもありがとうございました。この機に結構いろいろ意見をお持ちの方もいらっしゃると思いますが、一応経過を見ていくということになりますね。</p> <p>では、次に清掃管理課長関係で3番目が「分別変更に伴うごみ量変化について」、4番目が「カラス対策ごみ集積所実態調査結果について」、5番目が「平成20年度杉並中継所搬入ごみ組成調査（概要）について」、6番目が「杉並清掃工場の焼却炉の停止について」、たくさんございますけれども、よろしく願います。</p>
清掃管理課長	<p>では、私のほうから4点ご報告をさせていただきたいと思います。</p> <p>1点目は「分別変更に伴うごみ量の変化について」でございます。</p> <p>20年4月にごみの分別方法を大きく変更いたしました。このたび2月末までの</p>

ごみ量の推移についてご報告をさせていただきます。

表の再下段を見ていただきますと、合計量ですけれども、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物の合計量でマイナス3%、量にいたしますと4,400トンほどの減量ができております。ごみの減量傾向は引き続き続いているということです。特徴的なところを申し上げますと、上の段で可燃ごみ、不燃ごみの欄をご覧いただきたいと思いますが、可燃ごみではおよそ10%の増量がございました。不燃ごみについてはマイナス約80%という形で大変ごみ量の変化がございました。これはプラスチック製容器包装等の資源回収によるもの、それから汚れているプラスチックについては可燃ごみとして収集したことから、可燃ごみの増量、それから不燃ごみの大幅な減量という形になってございます。

資源量のところをご覧いただきたいと思います。資源量の総数でいきますと、118%ですので18%の増量、4,500トンほど資源として多く回収ができてございます。内訳を見ていただきますと、プラスチック製容器包装とペットボトルにつきましては区内全域で資源回収を集積所で行っておりますので、それぞれ前年比340%、260%という大きな割合となっております。注目していただきたいところは缶の収集です。117%という形で17%の増量になってございます。これは不燃ごみにつきましては、これまで週1回収集を行っていたわけですが、資源物は週1回ですけれども、20年4月からは不燃ごみは隔週、それから今年からは月2回という固定日にしたことから、資源は毎週出せますけれども、不燃ごみは2週に一遍という形になりましたので、そういった意味では不燃ごみに入っていた資源物等が資源のほうへ回ってきたというふうに分折をしているところでございます。このように数値であらわれましたように、分別は順調に推移をしているというふうに見ているところでございます。

2点目のご報告ですが、「カラス対策ごみ集積所実態調査」についてでございます。

この調査は今回で4回目となります。14年、16年、18年ということで隔年で実施しているものでございます。ここに3番のところ調査地域というところがございように、こうしたJR4駅周辺と周辺地域での各集積所を回りまして調査をした結果でございます。それによるカラス被害等を調査したものでございます。

調査結果のところをご覧いただきたいと思います。

カラス被害の地域別の調査結果でございますけれども、ごみがあった集積所

2,008ヶ所のうちカラス被害があったのは120ヶ所でありました。全体では6%に当たります。黄色いごみ袋モデル地域というのはJR4駅周辺ということでご理解をいただきたいと思います。これまでは夜間収集をやっていたところですが、黄色いごみ袋のほうにシフトをしているところです。ここと周辺地域とを比較していただきますと、やはり駅周辺のカラス被害が周辺地域との比較の中でも若干多いというところが見てとれると思います。

恐れ入ります、裏面のほうをご覧ください。

カラス被害のありました2,008ヶ所の集積所の中で一つ一つごみの容器別のカウントを行いまして、どれが被害を受けていたかという形でやったものです。やはり被害があったものを見ていきますと、上から2段目の二十三区推奨袋とありますが、これは半透明の袋でございます。2つ飛んでその他のビニール袋というところがやはり被害が出ているということがわかりいただけるとと思います。特徴的なところをほかにご説明いたしますと、一番上のふたのできる容器が一番右の合計欄を見ていただきますと、集積所に1,383個あったわけですが、カラス被害はゼロでございました。3番目の区推奨袋、黄色いごみ袋の欄を見ていただきますと、1,341袋出ていたわけですが、カラス被害はゼロという形で、ふたのできる容器、黄色いごみ袋については同じ集積所にあってもカラス被害を受けていないということから効果があると評価をしているものでございます。

下のほうの表になりますけれども、前回調査との比較でございます。

ここの上の段のほうで見ていただきたいのは、荻窪の欄をご覧くださいと思います。カラスによる被害、真ん中の欄ですが、18年調査は16.3%でしたが、本調査では7.4%という被害になってございます。荻窪地域はこの18年調査のときは夜間収集をやっていたところでした。今回の調査では黄色いごみ袋に変更したところですが、夜間収集に変えて黄色いごみ袋に変わってもカラス被害の減少ということが見られますので、この夜間からこちらに切りかえたという形でも逆のといえますが、変なマイナスの効果にはなっていないと、かえってカラス対策の進捗が見られたということがいえると思います。

下の本文のところでございますけれども、こういったモデル地区の中では黄色いごみ袋の排出増加が見られてございます。カラス被害では荻窪、高円寺で減少傾向が見られました。今後も区といたしましては、集積所の美化に向けて分別の徹底に加え、容器、黄色いごみ袋、カラスネット等の普及に努めてまいりたいと思っております。実態調査につきましてのご報告は以上でございます。

本日席上で配付させていただきましたピンク色の冊子、カラス対策ごみ集積所実態調査というものがお手元にお配りさせていただいてございます。後ほどゆっくりご覧いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

それから、3点目のご報告ですが、杉並中継所に搬入されます不燃ごみの組成調査についてご報告をさせていただきます。

こちらについては毎年実施をしているものでございます。3番の調査対象地域も前回と同じでございます。調査方法も前回同様のものとなっております。

5番の主な調査結果でございますけれども、まず前提条件といたしまして、杉並中継所には杉並区のほか中野区、練馬区からも不燃ごみが搬入されてございます。杉並区では廃プラスチックのサーマルリサイクル、いわゆる分別変更を20年4月から実施してございます。一方、中野区、練馬区につきましては、分別変更は10月からという形になってございます。この調査は20年11月の調査でございますので、搬入されるごみはすべて分別の変更後の数値ということでございます。したがって、これまでの18年、19年との比較においては搬入されるごみが異なりますので、一概に単純な比較は難しいというところでご理解をいただきたいと思ひます。

今回の調査でやはり分別の変更がきてございまして、最も割合の多いのは金属類の33%、ガラス類17%、陶器16%という形で分別の効果がはっきりとあらわれてございます。かつてはプラスチック系のごみが56%強という形であったものが今回は13%程度まで減少をしているという形になってございます。

それから、裏面のほうをご覧いただきたいと思ひます。

不燃物として搬入されたものの中で資源物がどれくらい入っているかという形でお示しをさせていただいたものでございます。紙類、金属、ガラス、ペットボトル、プラスチック製容器包装いずれも資源化できるものでございますけれども、20年のところをご覧いただきたいのですが、まだこれは数字は例えば紙類のところの網掛けのところには9.2とありますけれども、これは1トン当たり9.2キログラム含まれていましたという数字であらわしてございますので、パーセンテージで単純にいけば0.9%という形になります。紙類が9.2キロ、金属が29.58キロ、ガラスが87.88キロ、ペットボトルが4.21、プラスチック製容器包装が29.75という形で、プラとかペットについては減ってきてはございますが、まだ不燃ごみ中に資源物となるものが含まれているということがこちらで読み取れるというふうに思ひます。

一番下の表はレジ袋の排出状況をカウントしたものです。レジ袋は普通にごみ袋として利用されている場合もございますが、そのままごみとして出されている場合がございます。新分類ではレジ袋はプラスチック製の容器包装という形になりますので、本来ですと杉並区の分類では資源としてお出しいただくのがルールとなっております。重量、枚数とも19年度との比較の中では大幅に減少をしているところが数字上も読み取れると思います。引き続き区では分別の徹底、資源回収へのご協力を呼びかけてまいりたいと思います。

こちらのほうも本日お配りいたしました冊子がございます。杉並中継所搬入ごみ組成調査報告書がございますので、後ほどゆっくりとご覧をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

4点目になりますが、「杉並清掃工場の焼却炉の停止について」ご報告をいたします。これは工場を運営いたします東京二十三区清掃一部事務組合より情報提供があったものでございます。

1枚おめくりいただいて、ご覧いただきたいと思います。

杉並清掃工場の排ガス中の水銀濃度が工場の管理目標予定値を超えたことに伴い、焼却炉を一時停止したとの報告を受けてございます。なお、このことによる大気汚染、区民の健康への影響はないと清掃一部事務組合から報告を受けてございます。

経過は資料のとおりでございますが、工場の操業に関しましては、公害防止に係る法律や都条例上の規制値や地元との協定値があるほか、さらに厳しい管理目標値を設けて運営をしているところでございます。水銀については法的規制値はございませんが、焼却不適物に対する安全対策の向上を図ることから、杉並清掃工場では20年11月に水銀濃度計を設置し、今後定める予定の管理目標値として自主的に定めた基準、50 μ gにより測定を行っております。このたびこの目標値の超過に対して、薬剤の投入量を増加するなどの対応を行いましたが、さらなる安全対策を実施するため焼却炉を停止したものでございます。

通常の操業ではろ過式集じん機や洗煙装置で除去されますが、一時的に多くの水銀を含むごみが投入された場合は水銀濃度が上昇することとなります。安全対策に向けた厳しい管理目標値であること、環境への影響も煙突による希釈、拡散により着地点濃度が低減されることから影響は極めて少ないものというふうに報告を受けているものでございます。区といたしましても、区民の皆様分別の徹底等を今後ともPRしてまいりたいと思っております。

会長	<p>以上、報告4件でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>いろいろありがとうございました。</p>
M委員	<p>では、3点目の「分別変更に伴うごみ量変化について」、この件につきましてご質問等ございましたらお願いします。</p> <p>はい、M委員、どうぞ。</p>
	<p>レジ袋の排出状況でいただいた報告書を拝見しますと、45ページで枚数と重量を表記されていて、さっきお話にもあったかもしれないのですが、枚数は20年でかなり急激に減っていて、45ページに文書でも書かれているように、枚数が減ったのもそうですけれども、1枚当たりの重さが計算しますと3.96グラムぐらい、全体の平均で。地区、地区でのばらつきは次のページのほうを見るとあるのですけれども、その前の年までは1枚当たり大体11、2グラムあって、それが変わっているなというのがこの分析の水分や汚れが乾燥重量じゃないのでついたままだからじゃないかということ、あと多分昨年7月のレジ袋を減らすお話に関して、私ご質問したときに1枚当たりの重量をレジ袋は平均して10グラムというふうな区では考えられているということだったのですが、多分湿った状態でも過去は、平成19年ぐらいまでは10グラム少しぐらい、乾燥はもう少し低くて、現状は多分コンビニなどの1枚当たりの重量は薄くても強いものにして減らしている努力もあってかと思うのですけれども、5グラムは十分切っているのだらうと思いますので、その枚数と重量の関係で10グラムの認識というのは多分今後に関しては倍ぐらい間違ってくると思われるので、そこのところを以前ご質問したのに絡めてと、今後の計画に反映させて、レジ袋の関係ではいかなきゃいけないんだらうなと思いました。</p>
清掃管理課長	<p>ご指摘の点、ありがとうございました。不燃ごみにつきましては、中身が大分変わってございまして、今、M委員ご指摘のように、かつては生ごみも多く、食品残渣等も多く含まれていたということから、濡れた状態であるとかそういったようなものの汚れが付着しているとかというようなところからそのようなことがあったかと思います。今回はそういったものが減ってきてございまして、ごみ全体が軽くなってきているというのはご指摘のとおりかと思います。</p> <p>あとちょっとレジ袋についてはお待ちください。</p>
ごみ減量担当課長	<p>ただいまM委員からご指摘というかご提言のございましたレジ袋につきましても、最近は薄くなりまして丈夫になっておりますので、重量もどんどん減っておりますので、そういったことも勘案しながら今後計画を立案していきたいと考え</p>

会 長	<p>ております。どうもありがとうございました。</p> <p>では、ほかにございましたら。</p>
U 委 員	<p>よろしゅうございますか。どうもありがとうございました。</p> <p>次に、「カラス対策ごみ集積所実態調査結果について」ということで、ご質問等ございましたらお願いします。</p> <p>はい、U委員、どうぞ。</p>
環 境 課 長	<p>カラスは私も朝出かけるときに目の前でよくじっくり観察して習性等を見たりずっとやっているのですが、杉並区にこれは生息という言葉は余り当てはまらないと思いますけれども、杉並区のどこかに住んでいる、生息しているところがあるのか、その辺の調査。一般的に何かカラス、カラスといいますけれども、私、図鑑で調べたらハシブトカラスというらしいですね。くちばしが太くて、それから上のくちばしが曲がっていて額のところが出っ張っていると。もう一つはハシボソカラスもいるのですけれども、そこがちょっと違くと。今言ったように生息、住んでいるかどうかというこの辺ですけれども、いかがでしょうか。</p>
U 委 員	<p>はっきりした数まではちょっとわかりませんが、杉並区内に生息と、いわゆるねぐらになっている場所があります。多分、大きいのは大宮八幡のところが一番多いと思います。それで、前にもお話をしたかもしれませんが、トラップ、わなを東京都のほうで仕掛けています。あとは善福寺池とか阿佐ヶ谷の多分北口のいわゆるケヤキのお屋敷があるところが生息している場所になっています。</p>
環 境 課 長	<p>それを一網打尽に何かできないんですか、一気に。</p> <p>鳥獣保護法がありまして、だから余り増え過ぎるものは好ましくないということで、とるのは全部東京都のほうでやっています。区のほうでは、卵とか、ねぐら以外の家のそばで卵を産むときが一番危害を加えられるということで、そこに対する対応として苦情、要望とかがあれば区のほうでとりにいっています。幼鳥と卵までは区でとる許可をもらっています。ということで、一般の民間の会社でも許可をとるところはありますが、それ以外は東京都のほうでやっていますので、生態系の問題があっても一網打尽というわけには、なかなかできないと思います。</p>
会 長	<p>よろしゅうございますか。ほかにございますか。よろしいですか。</p> <p>では、次に進めさせていただきまして、「平成20年度杉並中継所搬入ごみ組成調査（概要）について」ということで、ご質問等ございましたらお願いします。</p> <p>よろしゅうございますか。ありがとうございます。</p>

M 委員	<p>では、「杉並清掃工場の焼却炉の停止について」ということで、ご質問などございましたら、どうぞ。はい、M委員、どうぞ。</p>
清掃管理課長	<p>これはごみに水銀が含まれていたと推測されるということで、焼けた後なので確定ができないのでこう書かれていると思うのですが、推測されるごみの内容といたしますか、何が燃えたからというか、何に入っていたと推測されていますか。</p>
清掃管理課長	<p>その点については清掃一組のほうに確認をしたところでございますが、炉内のことですので確固たるものというのは確認できないわけでございますが、排出された濃度から考えますと、家庭の体温計10本程度と想定されております。</p>
会 長	<p>ほかにございますか。はい、T委員、どうぞ。</p>
T 委員	<p>こういう事態が起きたときに一組のほうから報告というのはどのくらいの早さで来るものなのでしょうか。区のほうに上がったのはいつなのでしょう。</p>
清掃管理課長	<p>こちらにつきましては、翌朝連絡を受けてございます。</p>
T 委員	<p>次の朝、翌朝。</p>
清掃管理課長	<p>資料にございましたように、発生は2月5日の22時にデータの超過が認められたということでございまして、その間に先ほど申し上げましたように、法規制値等がございませんで、工場の管理目標値として定めているものでございまして、ここにも書いてございますように、データの上昇があったので薬剤の投入等の回避作業といたしますか、回復作業を行っていましたが、これに伴って一定の基準を超える数値ということになりましたので、炉をとめるための作業に入ったということが22時30分でございます。通常重大事故等については連絡網等がございしますが、この件については翌朝、私どものほうに連絡を受けてございます。</p>
会 長	<p>ほかに。R委員ですか。</p>
R 委員	<p>体温計10本と決まったわけではないのでしょうかけれども、見込みとして、想定として体温計10本程度ということで、体温計だとしたら10本集まるというのはどういう場合かなと。再発はどうなるのかなとか、こういうふうに思ったのですが、この2月5日に集めて焼却した可燃ごみというのは大体どの辺から集まった可能性があるのかなと。要は再発防止のための検証ということを考えたいのですが、いずれにしても、体温計10本というのは可燃ごみだとすると、非常にレアケース、10本がどの辺であるかと。どこから事業者が10本まとめて廃棄したというのならまだ想定できますけれども、というようなことを思うと、再発防止はどういうふうにして今考えられているのかなというところをご説明いただけた</p>

<p>清掃管理課長</p> <p>会長</p>	<p>らと思います。</p> <p>体温計が10本出てきたわけではございませんで、推測するとそういったものが考えられるということでございます。データから一つの体温計に入っている水銀量の10本程度ぐらいの濃度といえますか、そういった形になるだろうということから推定されたものでございまして、一般に家庭の中では水銀の乾電池であったり体温計というものはもう流通していないものがほとんどだと思います。もう乾電池ですと製造がされてございません。あと考えられるのは蛍光灯に含まれているかどうかというようなところかと存じます。ただ、ものがわかっていないということで、ごみの袋の中にそのぐらいの量が入った場合、ちょっと収集の段階で分別するのは不可能に近いのかなというふうに思っています。杉並清掃工場には区内で杉並区が収集したごみのほか、業者さんが収集をした一般廃棄物というものも入ってございます。おおよその目安でいうと75対25ぐらいになるかというふうに思います。ですから、業者さんから出てきたごみも工場の中には含まれているものです。</p> <p>ご指摘のように、こういったものは焼却不適物ですので入れてはいけないルールになっているわけですし、これはそういった区が収集する段階でもなかなか見分けもつきませんし、ほかからの業者さんが集めてきたごみも入っているところから、なかなか見分けは難しいかなと。この当時でいきますと、年末年始等もございまして、ほかからのごみの一部受け入れ等もありますので、もういったんバンカーに入ったごみがどこから出てきたものかというのは、特定ができません。ごみを焼却するに当たって、例えば刈り込みをした木ばかり入っている車もありますし、そうでないごみも入ってくるわけですので、安定焼却をするためにいったんごみを落とした後はクレーンでごみバンカーの中を置きかえして均質化して焼却をするという形になりますので、落ちたものがすぐに焼却炉に入るわけではございませんので、なかなか特定は難しいことになりますので、区としては分別の徹底をお願いしていくという形になります。</p> <p>また、この水銀濃度計は先ほどご説明申しましたように、11月だったと思いますが、設置をしているわけですがけれども、この事故があるまでの間はゼロという数字で推移をしているもので、そうたやすく入ってくるものではないということもあわせてお伝えさせていただきたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p> <p>P委員、どうぞ。</p>
-------------------------	--

P 委 員	今回の杉並清掃工場からの水銀濃度が高かったという件については一部事務組合のほうからご報告があったと思うのですが、通常のこの炉の運転においても煙が出ているわけで、そのそういう重金属関係のデータというのは清掃工場のほうでは把握していると思うんですけども、そういうデータが区のほうに来ているかどうかということですね、その辺をお聞きしたいのですが。
会 長	どうぞ。
清掃管理課長	工場の運営に当たりましては、運営協議会というのが開かれてございまして、そちらの中で定期的にそういった排気とか排水、その他についてのデータ報告を受けているものでございます。
P 委 員	定期的にとというのは大体どのくらいの頻度でこちらのほうに来ているのでしょうか。
清掃管理課長	工場の運営協議会は年3回だったというふうに記憶しています。
会 長	ほかにはございますか。
	はい、K委員。
K 委 員	先ほど課長が「水銀濃度についての法的規制値はない。」ということをおっしゃったわけですが、それは国としてやっぱり今後決めておくべきじゃないかなと思うのですが、その辺の動きというのはどんなものなののでしょうか。
清掃管理課長	国等の基準云々ということよりも、今日ご紹介、ご説明をさせていただいた50 μ g というのを清掃一部事務組合では目標値というふうに設置しているわけですが、これは労働安全衛生法上の職場での曝露に関する濃度というのがあるそうございまして、そちらの濃度を一つの目安、目標値として測定し、それを一定の時間超過する場合については、対策をしっかりとっていくということで定めているものでございます。
K 委 員	労働安全基準ですね。
清掃管理課長	はい。
K 委 員	わかりました。
会 長	ほかにはございますか。では、次に移らせていただいでよろしいですか。どうもありがとうございました。
	7番目の「杉並清掃工場高層気象調査について」、8番目が「杉並清掃工場建替計画の決定について」、清掃施設調整担当課長、よろしく申し上げます。
清掃施設調整担当課長	引き続きご報告をさせていただきます。職制上兼務してございますので、すみません、よろしくお願いたします。

杉並清掃工場の建て替えの計画といいますが、検討が進んでいるところですが、それに関する2件のご報告をさせていただきます。

1点目は「清掃工場の高層気象調査について」でございます。これも一組からの資料でご説明をさせていただきます。

1枚おめくりをいただきまして、杉並清掃工場につきましては、平成24年度からの建て替えに向けて準備を進めているところですが、これに向けて環境影響調査を行うわけですが、そのための現況調査を実施しますというお知らせでございます。この一環で高層の気象調査を実施いたします。記書きのところでご覧いただきたいと思います。調査は気温、風向、風速などの現況を調査するものでございまして、裏面のほうをちょっと見ていただきますと、ラジオゾンデを清掃工場から放つといったらいいのでしょうか、飛ばしまして、そこから上空のデータを取得するということになります。

表面にお戻りいただいて、この4月から来年の2月まで、春、夏、秋、冬の4つの四季のそれぞれ5日間、1日4回のこういった気象観測用のラジオゾンデを工場から出すという形になってございます。工場周辺の皆様には工場から大きな風船が飛び立ったということでご心配があるかと思しますので、具体的な日時等が決まり次第、また改めて周辺の方には周知を図っていくという予定でございます。

もう一点の報告は杉並清掃工場の建替計画が決定いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

今週ですね、3月16日に開催されました東京二十三区清掃一部事務組合の評議会、これは二十三区の区長で構成する会議でございますけれども、そちらで杉並清掃工場の建替計画が決定されましたので、ご報告をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、建替計画がございまして、場所や敷地については現在と同じでございますが、施設規模につきましては、現在300トンの炉が3基、1炉は予備機でございますが、建て替えに当たりましては300トンの2基という形での建てかえを行ってまいります。プラントの設備につきましては、現在と同じ全連続燃焼式火格子焼却炉という二十三区の中で稼働している工場の焼却方式としては最も多い安定的な形式の炉を採用するということでございます。公害防止設備につきましては、これらの基準を確保する、性能を確保するものいたします。裏面をご覧いただきたいと思います。

煙突でございますけれども、今回建て替えに当たりまして、現在ある外側の煙

<p>清掃施設調整担当課長</p>	<p>突はそのまま使用すると。中にある煙突、内筒のみを交換するという形での建て替えになります。</p> <p>工程のところをご覧いただきたいのですが、工事は解体工事が24年度に着手いたしまして、29年度の竣工という形になってございます。外観イメージ図をご覧いただきたいと思いますが、ほぼ現在と同じ清掃工場の配置、それから形態となっていてございますが、全面の人工地盤による緑化等を大きく取り入れるほか、壁面・屋上緑化、太陽光発電等の設備を備えるという形になってございます。</p> <p>恐れ入ります、最後の今後のスケジュールというところをご覧いただきたいと思いますが、21年度のところで環境影響評価計画書に対する区長意見提出の手続、それから22年度に環境影響評価書（案）区長意見の提出というのがございますが、こちらの区長意見の提出に当たりましては、当審議会からご意見をちょうだいする予定としてございますので、その際にはまたご審議、ご意見をちょうだいしたいと思いますので、よろしくお願いたします。</p> <p>私からは以上でございます。</p> <p>会長 わかりました。</p> <p>では、最初のほうの「高層気象の調査について」ということでご質問などございましたら。はい、U委員、どうぞ。</p> <p>U委員 これをちょっと教えていただきたいのは、これを調査して、どういうふうな調査結果をここの審議会のほうへ出す中身は、どういう日付頻度みたいなものを出すのですか。気温や何かを測って、それはどういう形、例えば上に行くに従って層が逆になったりするとか、そのような形のものですか。よくちょっと見えないのですよね。その辺をある程度の専門的なことでお願いしたいなと思っています。よろしく。</p> <p>すみません、専門的なご説明がちょっとできかねるところがあるのですが、環境影響評価を実施するに当たって、現在の杉並清掃工場の立地するところについて、どのような四季を通じてですけれども、気温であるとか風向であるとか風速であるとかということの実態を把握する必要があるということで、それを例えばどっちからの風がこのくらい強く、夏なら出るとか冬なら出るとかそういうようなところから工場の排気その他についてどういう影響があるかということを判断していくための基礎データを取得するというところでございますので、これがあったからすぐにどうこうということではなくて、これをもとに影響の予測、それのための手法を考えていくというための基礎データの取得というふうに伺って</p>
-------------------	---

	<p>ございます。</p>
<p>U 委 員 会 長</p>	<p>そういうことね。わかりました。 かなり専門的な話でちょっとわかりにくいですね。これは説明等に地上約30 キロまで上昇を続けるとありますけれども、この写真を見させていただきま すと、ごく低空というか、そんなに高くなっていませんね。これをどんどん上げて いくということですか。</p>
<p>清掃施設調整担当課長</p>	<p>工場からこれを空に向けて放つということで、気象庁では毎日これを実施して いるということだそうです。</p>
<p>会 長</p>	<p>よろしいですね。わかりました。</p>
	<p>では、次の「杉並清掃工場の建替計画の決定について」ということで、ご質問 などございましたら。はい、P委員、どうぞ。</p>
<p>P 委 員</p>	<p>質問させていただきます。</p>
	<p>まず1点は現状の清掃工場の規模と比べてどうかということなのですが、現状 では300トンの炉が3基あって、1基が予備炉となっているかと思うのですが、 これが2基になっていまして、予備炉は設置されないことになるのかどうか、そ れが1つですね。 それからもう一つは、大気汚染とか水質のほうでいろいろ基準がございますけ れども、これは現行の基準と同じなのか、それともより厳しい基準となっている ところがあるかどうかという2点をお願いしたいと思います。</p>
<p>清掃施設調整担当課長</p>	<p>焼却炉についてのお尋ねがございました。現在の杉並清掃工場は3基で、1基 は予備炉という形で、運転に際しては3基一遍に動けるような施設ではございま せんで、2基までが同時に稼働するという施設になってございます。改築、建て 替えに当たりましては、予備炉を設置せず2炉の設置という形で運営をしてまい ります。</p>
	<p>それから、処理基準につきましては、現行以上の基準、性能の維持を目指す という形で聞いてございます。</p>
<p>P 委 員</p>	<p>基準値といいますが、管理基準数値を含めて基準値は変えないということ ですか。</p>
<p>清掃施設調整担当課長</p>	<p>すみません、今基準値の現行のものを手元に持っていないので、今取りに行き ましたので、少しお待ちいただきたいと思います。少々保留させてください。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい、どうぞ、R委員。</p>
<p>R 委 員</p>	<p>お願いですが、前回もこの建替計画のときに触れたことなのですが、こ</p>

の杉並清掃工場の地域全体が区民で利用されているというのが現状なので、この工場本体といいますが、工場の直接関連するところの建て替えをやるに伴って、その周辺の施設への利用上の影響も出てくる。また、計画もされているわけなので、今日のこの資料をいただいた範囲は一組のほうが主とした主体になっているのでしょうけれども、附属の施設のところは区が主体のところもあって全体の計画が進んでいくのだらうと、このように理解しているのですが、そういう意味合いであの区民が利用している施設への影響、利用上の影響もともに、この中で区はだからこういうふうにくこの部分を検討するんだ、内装の改修工事等々もあると伺っていますので、含めてご説明いただくと区民としてはありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ご意見ありがとうございました。ここで今日お示したところで正式に清掃一組が杉並清掃工場の改築についてのスケジュールというのが明らかになってまいりました。現在併設をいたしますそうしたいいわゆる利便施設といいますが、市民センターのところの改築は内部的に検討をしているものでございますので、利用者の方についてもご説明を改めてする予定でございますので、情報提供はさせていただきますたいと思っております。

せっかくの機会なのでご説明しますと、この工程表で出ていますように、24年に解体ということになりますと、23年度ぐらいからごみの搬入調整等が始まってまいります。今、市民センターのほうでは温水、熱源等をいただきながら温水プールの運営であったり空調を賄っていますので、そういったものがだんだん絞り込まれてくるということで運営ができなくなってくるという事情がございますので、区では22年、23年ぐらいをかけてその中で改修をしたいと思っておりますが、まだ確定的なところはございませんので、決まり次第ご報告をさせていただきますたいと思ひます。

P委員からお尋ねのあった件でお答えをさせていただきます。

例えばでございますが、硫酸化物のところでもまずご報告しますと、法規制値は730ppm、それで現在の工場の協定値は30ppmで新しい工場では10ppmという形で、それぞれ現在の工場が持っている法規制値の中というのは当然ではございますが、協定値よりもさらに進んだ処理性能を目指すという形の建て替えを行っていくということになっています。全部申し上げたほうがよろしいですか。

せっかくの機会ですから、全部教えていただけますか。

清掃施設調整担当課長	<p>では、上から言わせていただきます。硫黄酸化物については現在30に対して10、ばいじんについては0.03に対して0.01、窒素酸化物の現状の協定値は150 ppmですね。ダイオキシンについては1です。塩化水素については25、水銀については現在はございません。したがって、現在のこういった数値よりもさらに厳しい目標数値を定めているということでございます。性能を求めていくということでございます。失礼いたしました。</p>
会長	<p>T委員、どうぞ。</p>
T委員	<p>先ほどの説明で煙突のところですけども、外筒、鉄筋コンクリートを既存使用ということで、内筒鋼製ということでこれは取りかえるというふうに課長は答えになりましたか。</p>
清掃施設調整担当課長	<p>お答えします。</p>
T委員	<p>煙突については二重構造になっていまして、外から見えるのは1本のコンクリート製の煙突でございますけれども、中に3本の煙突が入っています。炉が3基あることによりまして煙突が3本鋼製といいますが、金属製のものが入ってございます。こちらについては炉が2基になるということもございまして、排気を常に通っている煙道といいますが、そういったこととなりますので、こちらのほうを撤去し、新設をするということでございます。</p>
清掃施設調整担当課長	<p>その話になると、昨年でしたか、多分内筒を入れかえて何億とお金をかけているのではないかと思うのですね。非常に無駄なことというか、それを見据えてやれば何も取りかえなくても1つ廃棄すればいいのではないかと私たち素人は考えてしまうのですが、その辺はどういうご説明を受けていますか。</p>
T委員	<p>お答えいたします。</p>
T委員	<p>ご指摘のように、煙突のアスベストの関係ですが建設当時、基準値内でしたので、現在であっても適切な工場であるわけでございます。また飛散についての心配もないということの判断ではございましたけれども、さらなる安全策といいますが、そういった形で内側にステンレス製の煙突を設置するという形での対応をしたところでございます。改修につきまして、それを見込んでというご指摘ではありますが、そうなりますと工場を一定期間停止させなければいけませんし、現在3炉あるうちの稼働している2炉という形での改修を行う等によってコストダウンを図りつつ、さらなる安全対策の向上を図るという形からやったものでございます。ご指摘については理解できることだというふうには思います。</p>
T委員	<p>ということは、当然アスベストをきっちり除去するという前提なのでしょう</p>

<p>清掃施設調整担当課長</p>	<p>ね。せっかくそこまでやるのだったらきちとしたものにしないと、全くお金をかけた意味がないと思うので、その辺の確認はとれているのでしょうか。</p> <p>中にある煙突はすべて撤去すると。外のコンクリート、いわゆる白く見えている1本の煙突は残りますけれども、中は撤去するというふうに聞いてございますので、ご指摘のようにそういったものについては安全に撤去すると理解しています。</p>
<p>会長 K委員</p>	<p>はい、K委員。</p> <p>ごみの搬入という項目が2ページ目にありますが、その中で原則として杉並区から発生するごみを中心とし、一部周辺区から搬入をするということが書いてあるのですが、この辺の解釈の問題なのですね。一部周辺区からの搬入というのは常時搬入するということなのかどうか。あわせて、従来のことからいってその付近住民の了解は得られているかどうかという問題を一つお聞きしたい。</p> <p>それから、2点目に先ほどP委員のほうからも大気汚染に関しての性能の問題については若干あったと思うのですが、それ以外の水質とか騒音とか、そういうプラント全体に関して従来の30年前、40年前の技術に比べて今回新しくすばらしいプラントの中でこんな技術を導入するということがあれば、目新しい部分、新しい発明なり何なり、そんなものがあれば教えていただきたい。その2点を願います。</p>
<p>清掃施設調整担当課長</p>	<p>ごみの搬入についてお尋ねがございました。二十三区清掃一部事務組合が二十三区内で発生するごみの処理をしているわけでございまして、ご存じのように、杉並清掃工場は建設に当たりまして地元の皆様とのお約束がありまして、杉並区で発生するごみという形での和解がなっていて現在に至っているところでございます。今回、建て替えに当たりましては、こちらの和解について先行して地域の皆様とご相談をさせていただき、ご了解をいただいているものでございます。</p> <p>新しい設備となるのかという話ですが、杉並清掃工場は建ててから、57年竣工から最も歴史のある清掃工場ではございますけれども、その間にさまざまな設備の更新を行ってきてございます。排煙設備であるとか排水設備の更新等を行ってきて、現在運営されている最新の清掃工場と何ら処理能力に変わりはないという形で説明を受けているものでございますので、そういった意味では何か新しいのがあるのかというようなお尋ねでございますが、現在も今後もでございますけれども、最新のそういった処理設備を導入して安全な工場にしていくということもうたわれているものでございます。</p>

<p>K 委 員</p>	<p>そうすると、まず1点目の問題ですね。先ほど私が申し上げたとおり、付近住民の方のご了解はいただいているというふう間違いなく言い切ってよろしいわけですね。</p>
<p>清掃施設調整担当課長</p>	<p>そのとおりでございます、建て替えの検討に先立ちましてそういった和解に係る条項の協議をさせていただいて、協定を結んでいるものでございます。</p>
<p>K 委 員</p>	<p>そうすると、場合によっては常時搬入される可能性があるという理解でよろしいわけですか。</p>
<p>清掃施設調整担当課長</p>	<p>日常どうこうするという話は現在、詰めてございませんが、清掃工場につきましては設置をしていない区もある中、あるいは杉並区でも今回計画でもございませうように、解体前から竣工までの24、25、26、27、28、29年の6カ年間は杉並区のごみを他工場へ持ち出さなければならない事情がございまして、その辺のところを地域の皆様にご理解いただいて、このような結論になったものでございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>私から2点。1点目が参考資料の一番後ろのところの4、今後のスケジュールとありますでしょう。それで、平成21年度環境影響評価計画書、それから22年度影響評価書(案)、これをつくられると。それで、区長意見をいただくというわけで、その辺フィードバックするわけですよ。それで、21年度というのはもう終わってしまいますが。</p>
<p>清掃施設調整担当課長</p>	<p>いや、これから。来年度です。</p>
<p>会 長</p>	<p>そうですか。ごめんなさい、私のミスで。</p> <p>それからあと、4ページ目かな、それで環境影響評価手続というのが20から29までつながっていますよね。これ普通だと23ぐらいで終わるのではないですか。いつまでもアセスメントをやっているわけにはいかないでしょう。</p>
<p>清掃施設調整担当課長</p>	<p>こちらにつきましては、竣工後1年間事後調査という網がかかっているということで、その間こういった動きがあるということで一組側が作成したものでございます。事後にあっても調査があるということでございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>事後調査のことも含まれているわけですか。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>これ東京都の環境影響評価条例に基づいてやりますので、事前にやるのが21年度から22年度ですか。実際今度工場ができ上がった後も実際事後にどういう調査をするかという届けもまた出されますので、意見として区として出すわけではございませんが、東京都からこういう事後の調査をするという通知があります。あ</p>

<p>会 長</p>	<p>と着工届けというのも出てきます。事前にやるものは2回です。2回が環境影響評価の関係で環境清掃審議会のご意見をいただくこととなります。</p>
<p>ごみ減量担当課長</p>	<p>そうですね。はい、わかりました。ほかによろしいですか。</p> <p>では、時間も2時間になりましたので、そろそろ終わりにさせていただきたいのですが、9番目の「杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例改正の概要について」、ごみ減量担当課長、よろしく。</p>
	<p>よろしくお願いたします。11月4日の第32回の環境清掃審議会におきまして、資源持ち去り行為に対する刑罰規定のあり方につきまして諮問させていただきました。12月12日の第33回の環境清掃審議会におきまして諮問内容は、妥当であるとの答申をいただいているところでございます。</p> <p>3月13日の区議会本会議におきまして条例改正案が可決、成立いたしまして、即日公布されましたので、概要につきましてご説明させていただきます。</p> <p>1の改正の目的は記載のとおりでございます。</p> <p>2番の改正の内容でございますけれども、まず資源物の範囲と規制の対象を条例の中で明確に規定したということでございます。の資源物ですが、古紙、瓶、缶、プラスチック製容器包装、ペットボトルの5種類が資源物として明確に規定されておりまして、これにつきましては規則の中で規定してございます。それから、持ち去り行為の対象になる資源物でございますけれども、この中の古紙、瓶、缶の3品目となります。</p> <p>(2)でございますけれども、資源物の収集または運搬の禁止等ということで、今回の条例改正につきましては、まず持ち去り行為そのものに対して罰則を適用していくのではなくて、持ち去り行為に対して、禁止命令処分を出してまいります。その禁止命令処分に従わない持ち去り行為者に対しましては氏名等の公表、それから司法関係への告発を経まして最終的には裁判所で罰金を科していくということでございます。</p> <p>(2)の でございますけれども、禁止命令を行いますが、事前に警告書を発しまして持ち去り行為者に対して告知していくということでございます。それから、 でございますけれども、禁止命令違反者の公表、これはホームページ、それから広報等によりまして公表してまいります。 でございますけれども、禁止命令に関する行政手続条例の適用除外でございますけれども、杉並区の行政手続条例におきまして不利益処分を相手側に行うときには意見聴取、弁明の機会を与えることになってございますが、禁止命令処分につきましては持ち去り現場にお</p>

<p>会 長</p> <p>R 委 員</p>	<p>きまして職員が直接持ち去り行為者に対しまして命令処分を行うこととなりますので、性格性、迅速さの必要性からこの条例の適用を除外していくということでございます。</p> <p>それから、(3)につきましては、禁止命令違反者につきましては20万円以下の罰金に処していくということでございます。実施時期につきましては、5月1日からを予定してございます。</p> <p>お手元にお配りいたしました3月21日付の広報、それから4月21日の広報に掲載いたしまして、区民の皆様にお知らせしていきたいと考えてございます。</p> <p>また、既に条例が公布されましたので、持ち去り業者に対してチラシ等を配布いたしまして、5月から罰則を適用していくということを告知しております。また、当審議会でいただきました要望事項を受けまして、区民の皆様には危害が及ばないように、また従事する職員に危害が及ばないように万全の体制を講じてまいります。</p> <p>裏面のほうをご覧いただきたいのですが、先ほど環境課長から禁煙のポイ捨て禁止のパトロールにつきましてお話し申し上げましたが、資源持ち去りの監視パトロールは、まず資源回収委託事業者にパトロールをお願いしております。これは現在、早朝回収3台を21年度から5台に増やしてまいります。それから、民間警備会社の監視業務委託でございますけれども、これは3台です。6時半から10時までということで引き続き実施してまいります。</p> <p>一番大きな変更点ということになりますけれども、の杉並区職員による監視パトロールで、これは警察のOB、それから清掃事務所のOB、この各1名ずつを採用いたしましてパトロールに当たっていきます。また、内部の職員の応援体制を組んでいくということでございます。</p> <p>監視対象につきましては記載のとおりでございます。1回目は警告書の交付、2回目に禁止命令書、もう一度持ち去り行為を発見した場合は禁止命令違反ということで禁止命令書を再交付し、場合によっては氏名等の公表、それから司法機関へ告発をしてまいります。</p> <p>参考資料といたしまして条例、規則の新旧対照表の概要をおつけいたしましたので、後ほどご覧いただきたいと思っております。私からは以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。では、何かございましたら。</p> <p>はい、R委員。</p> <p>この法的手続をやるときの手順というのがよく知らないのので教えていただきたい</p>
-------------------------	---

	<p>いのですが、禁止命令を出すまでに約4ステップあるわけで、まず警告書を発行する、交付するから始まって、最後が禁止命令が出せると、こういうようなことのように、多分この持ち去りをやる人だか業者だかは別にしまして、なにがしかの車か何かでやってくると思うのですね。そうすると、どういうふうにして特定するのでしょうか。具体的に言うと車が変わって人が変わって、どっちに対して、例えば一般の人が「ああ、また持ち去った」ということで、ある意味通報的なことの可能性はあるわけですね。といったようなところで、人が変わり道具が変わってくると、おれじゃない、私じゃないということも想定できるのですが、具体的にはどういうふうにして特定ができるのかなというところをご説明いただければと思います。</p>
<p>ごみ減量担当課長</p>	<p>持ち去り行為を発見した場合は、最初は警告書を出しますけれども、そのときに住所、氏名等を聴取いたします。これは個人情報保護審議会に既に諮問いたしまして答申をいただいているところでございますけれども、そのほかに写真とビデオカメラで状況を撮影しておきまして、その情報を収集するというので、2回目、3回目は前の情報と照らし合わせて収集していきます。</p>
<p>R 委 員</p>	<p>そうすると、もっぱら人ですね。持ち去り行為をする。</p>
<p>ごみ減量担当課長</p>	<p>自動車のナンバー等の情報も収集してまいりますけれども、その行為者でございます。</p>
<p>R 委 員 会 長</p>	<p>わかりました。 ほかにございますか。 はい、I委員、どうぞ。</p>
<p>I 委 員</p>	<p>持ち去る人の対象ですが、ホームレスの人も対象になるのでしょうか。実は私、車で早朝走りますと、杉並区はよくわからないのですが、都心のほうは大変困ったようなおじさんたちがアルミ缶などを収集して、それを生活の足しとか生きるすべにしているのですが、杉並区の場合はそういう方のお目こぼしとかそういうのがあるのでしょうか。それをお伺いしたい。事務的に全部やるのでしょうか。</p>
<p>ごみ減量担当課長</p>	<p>今、I委員からお話のございましたホームレスの場合はどうするのだということですが、先日テレビでも放映されておりましたが、公園とかに持ち去り業者が車をつけてホームレスの方とかが集積所から運んで、それを買い取るような新手持ち去り行為も横行しているようでございまして、条例の条文から照らせば、これは持ち去ったものについては持ち去り行為者がそれを業とするものか</p>

<p>会 長</p>	<p>ホームレスかそういったことにかかわりなく、すべて適用してまいりますけれども、慎重に対応してまいりたいと考えてございます。</p>
<p>〇 委 員</p>	<p>よろしいですか。ほかにございますか。</p> <p>はい、〇委員。</p> <p>先ほど現場をビデオカメラとかで確認するという話でしたけれども、一般住民のほうでも携帯電話等でいろいろカメラだとかビデオがあると思うのですが、そういうものも証拠という形で採用されたりということはあるのでしょうか。</p>
<p>ごみ減量担当課長</p>	<p>区民の方には持ち去り行為者の車ですね、そういった情報をお寄せいただきまして、私どもの監視パトロールの参考にさせていただきたいと思っております。やはり危険を伴う場合がございますので、そういった行動は行わないよう、区民の方々には周知してまいりたいと考えております。</p> <p>失礼しました。証拠につきましては区が現認いたしまして、それを証拠として警察署とかに提供していくということでございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>ほかにございますか。</p> <p>では、次に進みます。どうもありがとうございました。</p> <p>では、最後にみどり公園課長関係で「みどりのベルトづくりモデル地区指定（高円寺）について」、11番目の「杉並区みどりの基金」運営状況について」、2点よろしくをお願いします。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>最初に、「みどりのベルトづくりモデル地区指定（高円寺）について」ご報告させていただきます。</p> <p>高円寺地区につきましては、みどりのベルトづくりのモデル地区指定の説明会を開催いたしまして、地元住民の同意を得ましたので、みどりの条例に基づく特にみどりの保全及び育成を図るべき地区に指定をするということで、今後は公的なみどりの充実とあわせて、区民と協働して高円寺地区でのみどりのベルトづくりに取り組んでいくことといたします。</p> <p>これまでの経緯でございますが、平成19年10月上旬に高円寺駅前広場及び周辺整備を検討する懇談会にみどりのベルトづくりの説明と検討会委員の推薦をお願いし、17名の検討委員が推薦されました。その検討会として高円寺駅周辺みどりのベルトづくりを考える会を開催して、5回の検討を行い、20年3月に会から区等への検討結果の報告とみどりのベルトづくりに関する提案が別紙1として報告されております。</p> <p>別紙1につきましては、表紙の「はじめに」に、「高円寺で今後区や事業者と協</p>

働してみんなでみどりのベルトをつくっていきましょう」という会の代表の挨拶文の下にみどりのベルトづくりの概念図が載っています。平成17年1月にみどりの保全、緑化の施策を新しい視点から推進していくということで、杉並区みどりのベルトづくり計画を策定いたしました。その後、そのみどりのベルトづくりの概念についてはそこに模式図、4点のベルトの概念、ベルトに期待される効果、基本方針とございますが、4番目のところにみどりのベルトづくり計画の実現に向けてということで、そこにモデル地区における区民参加による事業の実施を図り、そこでの成果を区域全体、区内へ広げていくことが重要という考えに基づいて、小学校通学区域を単位とする候補を幾つか設定した上で、骨格となるみどりがあって、現在計画や事業が進行する多様な要素を含んだ高円寺駅周辺地区をモデルに取り組むことということで検討を始めたわけでございます。

お聞きいただいて、高円寺のまちのみどりの現況を参加した検討会の方と商店街と住宅街に分けて現況把握を行いました。その上で、実際にみどりのベルトというか、みどりづくりのヒントになるものを調査していただいて、今後ベルトをつくっていくための方法について整理をいたしました。

提案としてそこにも書いてございますが、境界ゼロのみどりづくりということで、「ひと・まち・みどり」をつなげる高円寺流みどりのベルトづくりということで、基本的な考え方と高円寺流みどりのベルトづくりを進めるためにということで3点、身近なみどりのベルトをつくるためのポイントと骨格となるみどりのベルトをつくるためのポイント、みどりのベルトづくりをまちに広めるためのポイントということで整理をいただいて、ご提案いただいております。

基本的な考え方としてはまちの現況、課題を共有した上で、みんなで力を合わせてベルトをつくっていきましょうと。2点目としては高円寺に合ったベルトづくりを進めていくということ。あと情報を交換したりお互いの取り組みを高め合っていく、あるいは4点目としてはできるところから始めて10年、20年継続していくというようなことで、5点目としてはここでのベルトづくりを杉並区全体へ発信していくことが基本的な考え方で、先ほど申しました3つのポイントに合わせてそれを今後進めていこうという提案をいただいております。

検討会の経過については裏面に5回の検討会と最後の報告会の流れを検討報告として別紙1でお示ししてございます。

そこで、区のほうでこれに基づいて20年11月7日に先ほども申しましたようなモデル地区指定に向けた説明会を実施して、地区指定の同意をいただきました。

別紙2に地区の範囲ということで、JR高円寺の北と南の広場とこの5月にできす座・高円寺までの駅街路を含んだ区域と環状七号線と青梅街道を含んだ杉並第8小学校の学区をモデル地区として区域に面積約62ヘクタールをモデル地区に指定します。

取り組みの内容としては、今後骨格となるみどりのベルトづくりということで、当面3年間をめどに駅前の北口と南口の再整備にあわせて緑の充実が公的には図られていく。あと東京都を含めて街路樹を増やしていくという計画がございますので、環七、青梅街道についてはそういったことを東京都に要請していきたいと。あわせてそういった地元推進組織を現在つくって推進委員とどうやってベルトづくりを進めていくか話し合いを始めておりますが、協働して高円寺のみどりを増やしていくと。実際に身近なみどりのベルトづくりの考え方としては、商店街、住宅地ということでそれぞれの商店街とのベルトづくりの協定であったり、住宅地ではまちのみどりのベルトづくりの協定をして、それにあわせて区としては屋上・壁面緑化助成事業の拡充であるとか、接道部緑化助成事業の拡充あるいは資材の提供等をして高円寺でみどりを増やしていく活動を進めていくのを4月から行います。

事業目標としては現在、接道部の緑化率が高円寺は10.9%でございます。区平均が20%を超えておりますので、約半分でございますので、これを5年間と申しておりますが、倍にしていくことを目標に今後活動を進めていきたいと存じます。

続きまして、「杉並区みどりの基金」の運営状況についてご報告させていただきます。

しばらく報告をしていなくてまことに申しわけなかったのですが、これにつきましては、平成14年10月1日に設置を行いました。設置の目的は区民、事業者及び杉並区の協働のもとに緑化活動を行う人材の育成を初めとするみどりの保全、緑化の推進を図るための事業に要する経費の財源に充てるためみどりの基金を設置したということでございます。

条例・要綱等については記載のとおりでございます。

寄附の収支状況、21年2月末現在での14年から20年までの年度ごとの左側の部分が大きな項目は収入、右に行って支出で、基金残高となっております。収入の部分は一番左側が寄附金額と件数でございます。その次の右側が基金の利子、その右側が区の積立金となっております。支出につきましては金額と件数を記

<p>会長</p>	<p>載してございます。最終的な現在の基金残高は平成19年度末現在では約5,060万余でございます。現在のところ20年度については寄附件数23件で164万2,829円の寄附をいただいております。これまでの14年からの寄附額の累計は742万2,207円、133件となっております。基金利子は記載のとおりで、区積立金はこれまでに平成14年に200万、17年度に5,000万を積み立ててきてございます。</p> <p>寄附者・使途の割合については3番目のところに個人と個人以外の割合をお示ししてございます。みどりの基金の使途と割合につきましては、これまでのボランティアへの活動助成、人材育成としてみどりの講座の講師謝礼が記載のとおりで、平成19年度に屋上・壁面緑化助成に約772万8,750円を基金から繰り入れてございます。以上でございます。</p> <p>はい、わかりました。</p> <p>では、最初に「みどりのベルトづくりモデル地区指定（高円寺）について」ということで何かございましたら。</p> <p>この事業期間は先ほどのご説明だと大体5年ぐらい、見込みますと。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>見込みとして5年間で一定程度の成果、特に先ほども申しましたように、駅広であるとか都道を含めた街路樹が増えていくという公共の動きもございまして、それにあわせて集中的に区民なり他の事業者についても働きかけをしていきたいというふうに考えてございます。その結果を見て、またさらにどうするかはまた考えてまいりたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>それからあと、国の補助事業というのは最近こういったブロック単位でもらえるような制度というのが出てきていますよね。それから、固定資産税なんかも場合によったら減免できるようなビル緑化とかそれを一緒にしたのものというのも出てきているのだけれども、その辺との関係というのはどうされるのですか。</p>
<p>みどり公園課長</p> <p>都市計画課長</p>	<p>制度をどう使っていくかはあるとは思いますが、とりあえず区がやる以上に住民にやる気になってもらうという部分はちょっと今働きかけをしておりますので、その中のメニューとしては今後検討していきたいと思っています。</p> <p>もう一つ、今みどりの条例もあるのですが、まちづくり条例というのも杉並区にございまして、今回は協働のまちづくりというまちづくり条例の目的とこれと合致いたします。地元で組織をつくっていただいて、みどりに向けた活動をしていく中ではまちづくり条例ともあわせてこういう支援の充実と予算が張りつくというふうにしたいと思います。</p> <p>それと、国庫補助につきましても、面的な街区の中でこのようなまちを変えて</p>

	<p>いく、基盤整備を変えていく等含めていきますと、まちづくり交付金等も活用して包括的な国庫補助を入れ込んで具体的な基盤整備、みどりの保全、育成につなげていくような補助金制度も十分活用していきたいというふうに考えてございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい、どうぞ、I委員。</p>
<p>I 委 員</p>	<p>ここの写真を見ると、移動式ならアーケードでもオーケーという写真があるのですが、商店街はみんな区道に面しているところは店から余裕がなくてみどりを置こうと思うと道路に置くようなことが考えられるのですが、こういうふうに車をつければオーケーなのでしょうか。そこのところ、車さえついていけば常時そこに置きっぱなしでもいいということになるのでしょうか。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>これはあくまでも事例としてこれはパル商店街なのですよね。パル商店街ですから自転車は押して歩いてください、車も通らないという形で歩行者専用道になっていますので、これは1カ所しか多分なかったのですけれども、こういう形で例えば車が通る状況ですと、こういうのはなかなか難しいのかなと思いますが、歩行者専用の時間が商店街等がありますので、そういったときに出せたりすると一つ活用もあるのかなと。一つ可能性を探る事例として考えていますので、道路に出せるかどうかというのもまた厳密に言うと難しいところがあるので、それはまたちょっと協議が要るかなと。ただ、そうでもしないとみどりが商店街なんかはなかなかできないというのも事実だと思いますので、今後地元と話している中で資材等の提供の中で可能性があればやっていきたいなと思ってございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>ほかにございますか。</p>
<p>R 委 員</p>	<p>はい、R委員。 みどりのベルトづくり、神田川、善福寺川等々も含めてということで基本計画の中にありますけれども、この現状の高円寺地区のみどりのベルトづくりのモデルまで具体的にないなくても結構ですが、このようなベルトづくりが現在何件ぐらい企画されているか、あるいは企画される見込みかどうか、そういった件数というのはありますでしょうか。あれば教えていただきたいと思うのですが。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>高円寺で計画は17年1月にできて、高円寺で初めてモデルを今回指定してやっていくということで、今後ベルトづくりの計画の中ではほかにもうちょっとみどりの多い場所でのモデル地区の指定であるとか、あるいは高円寺はみどりが少ないモデル地区ということで指定はしていますが、その中間ぐらいの場所を一応想定はしていますが、高円寺で実際にモデルをしてベルトがどういうふうに進んで</p>

	<p>いくつかというのはあくまでも区や公共がやるだけではなくて、区民と一緒にあってどうやってみどりを増やしていけるかがモデル地区の中では今後の成果がどう出るかという部分かなと思っていますので、協働によってみどりをどれだけ増やせるかというのが高円寺で初めてどうなっていくかはこれからということをお願いしたいと思います。</p>
都市計画課長	<p>少々補足させていただきます。杉並区はみどり豊かで良好な住宅都市というイメージが非常にあります。だけれども、それは実際は緑地という都市計画で指定されて、例えば善福寺川緑地とか神田川緑地というふうに法的に緑地と指定されたり、公園としてなっていて川沿いだとか公園のみどりで連続していて豊かなみどりが味わえています。ただ、委員おっしゃるとおり杉並区内の中でも住宅地や商店街の中はそういう連続性のみどりが切れている部分がたくさんございます。杉並区は既存の樹木に加えて、このような連続をもってベルトで杉並区内がみどりでずっとつながるような地域をつくっていくというのを目標に大きく掲げてございます。その中で今回モデルとして高円寺を1地区指定しまして、こういう活動を通すことによってほかの地区でもこのようなことをやっていけるかどうか、施策をやっていくための一回ここで実験をしてみるということでございます。基本的には既存の川だとか公園の中心核があって、それに足していくようなまちづくりを進めるという一つの方針というふうに考えていただきたいと思います。</p>
会 長	はい、R委員。
R 委 員	その方針の一つのイメージに一般住宅の塀の生垣緑化、これもベルトづくりに加えられると思いますが、今その辺はどのような計画になっているのでしょうか。
都市計画課長	これは杉並区長が百年の計ということで、将来の杉並区を見据えみどりを増やしていこうということで生垣化を区長が大分力を入れるようご指示がございましたので、今後例えば生産緑地だとか民地の中でもみどりが植わっているところ、それから学校が今フェンスになっているようなところを生垣化にどんどんして行って、生垣も生かして連続が続くようなこともプラスアルファでやっていきたいと。まだ具体的に取り組みというのが来年度の予算から入っていくわけですので、現状では残念ながら形に出ていませんが、今後杉並区としてはそういうことを施策として具体的に進めていくということになるかと思います。
R 委 員	わかりました。ありがとうございます。

<p>会 長 L 委 員</p>	<p>はい、どうぞ、L委員。</p>
<p>都市計画課長</p>	<p>こういうみどりの少ないところにみどりの拠点ができることが大変うれしいことだと思います。初めのころは一生懸命皆さんおやりになっても、だんだん時間がたつと枯れ木と言っはいいませんが、立ち枯れの木があったり結構ごみがあったりしてきますので、そういう管理とかというのを、続けてきれいにしていくのが大変で、そのこのところを住民の方がいかにこれから続けていくかが一番問題なのかなと思います。ぜひせっかくつくった住宅街のみどりがいつまでも続くようにどうぞよろしくお願ひいたします。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>確かに委員おっしゃるとおり、つくったはいいいけれども、守り育てるという気持ちや区民の方々、商店街の方が持っていくということは大切ですので、それをこれからこういうソフト、ハード両方を推進していく中で両輪のごとく意識が変わって行って、行政も区民の方もあわせて力を合わせて継続していくということ、それから、それを支援するためにみどりの条例、まちづくり条例というのを充実いたしますので、その中で区民の方々の具体的な支援策というのですかね、活動費の助成だとか情報の共有とかそういうのを含めて充実の施策をこれから進めていきたいと考えています。</p>
<p>会 長</p>	<p>高円寺につきまして、226号線とって区道を環八まで整備した部分で、B道路組みとって、地元の商店街が植え込みに草花を自分たちが自費で植えたりして管理しているのです。この年度末でパル商店街までその226号線が延びて、地元としては今までの話し合いの中で実際に高円寺の地元でそういうふう維持管理をしている団体もありますので、自分たちも同じようにやりたいという話もありますので、今後維持管理についてはいろいろな部分でいけば地元の方もいろいろ関心があって、一緒にやっていく中でできるものは全部というわけにはいかなないですが、部分的には進んでいく部分があるのかなと考えてございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>ほかによろしいですか。</p> <p>あと高円寺というまちが特に景観を度外視にしてみどりというのではないと思うのですね。その辺ワンセットになっていくだろうし、まだ杉並はスタートしていませんよ、景観計画をつくって、それから景観協議会とか具体的にできていないですね。だから、そういうのもこれから立ち上がってくると思うのですよ。そうすると、その辺ソフトに考えてみどりのベルトという余り規定概念をやらなくて全体的に高円寺の景観を考えて、新しい劇場もできたし、いろんな意味で外から人がやってきますし、今もたくさんやってきているのだけれども、そう</p>

	<p>いう魅力的なまちに変えていくと。そのうちの一環だというふうに考えていったほうが長続きしますよね。</p>
都市計画課長	<p>確かにみどりの視点、まちづくりの視点、都市計画の視点、道路行政の視点という何かばらばらなまちづくりというのが今まであったのは事実でございますので、今後來年景観計画もつくる杉並区は予定でございます。景観条例もできたわけでございますので、複合して都市整備部全体で調整しながらそれぞれ連携を深めて、会長がおっしゃるとおりにつなげていきたいと考えています。</p>
会 長	<p>どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>では、「杉並区みどりの基金」の運営状況について」ということで、何かご質問などございましたら。はい、L委員。</p>
L 委 員	<p>みどりの基金の使途の割合の中で、屋上と壁面緑化の助成が一番多いと思うのですが、この内訳といえますか、例えば学校とか個人とか企業とかそういうどこにいくか内訳がわかれば参考までに教えてください。</p>
みどり公園課長	<p>屋上・壁面緑化助成というのは建築にあわせてというか、助成を申請していただいて、民間に助成している部分でございます。ですから、個人なり事業者向けに屋上緑化であれば造成費の2分の1を限度として100万円までの助成というのが区の屋上緑化助成の制度でございます。今回最大というか、昨年そういう形で取り崩して、今年もそういう取り崩しの予定ではございますが、実績としては区の助成制度の接道等の実績に比べれば、件数の割合には額が伸びているというのが今の状況でございます。</p>
L 委 員	<p>もう一つ、すみません。</p>
会 長	<p>はい、どうぞ。</p>
L 委 員	<p>今までみどりのイベントや、個人的にもみどりの基金に募金をしたものの一人として、募金をする人から見れば個人の緑化にいっぱいお金を使うのではなく、それはあくまでも大切な屋上緑化や壁面緑化がだめだというわけではありませんが、もっと大きなというか、樹林の買収とかどこか企業が要らなくなったグラウンドを買うとかそういうふうにしてもらいたいのが本当は心情です。個人のお宅、学校だったらいいかなと思うけれども、個人のお宅の助成にも大切は大切ですがけれども、募金する側から見ればもっとみんなのためになるというか、そういうふうにできればその方向に向かっていったらすごくいいなと思っているのです。私だけの考えかもしれませんが、無理かもしれませんが、本当に。だから、こっちの助成のほうになるのかもしれない、緑化は緑化でいいのですが、募金側か</p>

	<p>らするともうちょっと違う、そういうふうな気分になるのです。だから、希望として無理かもしれないけれども、樹林の買収とか土地をもっと買うとか樹木をもっと買うとかに使えたらいいなと。それはあくまでも希望ですけども、どうぞよろしくをお願いします。</p> <p>確かに委員おっしゃるとおり、何かいい公園を買わなきゃいけないとか、トトロの森とか今までさまざまな課題がありました。そのときにこういう基金を使うことも考えたこともあります。ただ、土地を買う場合、例えば公園をつくるとか遊び場をつくるといった場合に、こういう基金を使わなくて東京都だとか国から区が補助金をきちっといただいて買うというのも一つの方法でございまして、財源を含めて幅広い検討の中で今まで基金を使わないで国庫補助みたいな話の中の制度の中で土地を買ってきたというのが実績でございます。</p> <p>ただ、急にこの間燃えてしまったああいう記念として周辺の区民の方々が残しておきたい建物とか木だとか緑とか、そういうものを即効性で買えという話があったときはこういう財源も目途にして考えていきたいと考えています。それはもう本当に区も十分承知の上でこの基金をためているというところでございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>ほかにございますか。よろしゅうございますか。</p> <p>いろいろみどりに関して使う場面というのが相当あって、今、L委員が言われたのも本当にそうですけれども、なかなか皆さん方の浄財でそんなにお金がたまらないだろうと、そういうことから以前の建設省の都市計画審議会でいろいろ全国的なものについて議論したんですけども、やはり民有地緑化というものを進めるために助成していこうと。それで、あと大きなものはやはりそういう公的ということですね。だから、いわゆるイギリスであるようなナショナル・トラスト的なものはもう一つ別のジャンルのそういうトラスト、基金になってくるのではないかなと。だからもう一つぐらい杉並ぐらいでできればまたいいと思うのですね。そういう用地を買収、そういうのも含めながらということですね。希望だけです。</p>
<p>U 委 員</p>	<p>今日はどうも遅くまでありがとうございました。</p> <p>全体的に一つあるのですけれども、よろしいですか。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>U 委 員</p>	<p>清掃管理課長に確認したいのですが、先ほどの杉並清掃工場の高層気象調査の中身なのですが、私もこれから帰って回り近所の人に話をしなくてはいいいのですけれども、これどうもよくわからなかったのですが、私なりにちょっと解釈</p>

	<p>したのですけれども、まず調査目的というのは清掃工場の上空において気温の逆転層等の状況を把握するため、これが1つの調査目的じゃない。要は逆転層というのは気温が上空に比べて冷えるのですが、あるいはときによっては暖かくなったり、下のほうが冷えたりと、そういう現象が起こってくるだろうと。だからこれを把握するためになぜこの調査を行うことだということを私なりに解釈すると、この調査を行うことにより気温の逆転層の影響や上層の風の状況を踏まえた、ここなのですよ、大気汚染にかかわる影響予測を行うことができるのだよと、こういうことをここへつけ加えていただければ非常にいいのではないかと思いますのです。私のこの意見に対してどうですか、解釈は、間違っていますか。</p>
<p>清掃施設調整担当課長</p> <p>U 委 員</p>	<p>こちらの調査につきましては、当初は予定をしていなかったものなのですが、先ほどお話をさせていただきましたように、環境影響評価の手続というのは都条例に基づくものでして、その関係については東京都と建て主の清掃一組が事前協議をしております。近隣のこういった情報を持たないことから、東京都から清掃一組に対してこのような調査を追加しなさいという形での指示が来たということで、当初予定になかったものをするものでございます。今、委員ご指摘のことが含まれているかどうかはすみません、私、今把握はしてございません。</p> <p>そうすると、それは後で調べてもらうとして、この場合、4月から始まるということになると、これ航空法とか電波法、この辺の許可なんかはこちらがやるというわけじゃないですか。向こうのほうでやるということですか、組合のほうで。杉並区は何も関係ないのですか。だったらこの資料を出す必要はないと私は思うのですけれどもね。</p>
<p>清掃施設調整担当課長</p> <p>U 委 員</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>こちらは建て主である東京二十三区清掃一部事務組合が実施をいたします。東京二十三区清掃一部事務組合と杉並区との関係でご説明させていただきますと、二十三区が設立した組合で中間処理を担っている特別地方公共団体です。いわゆる二十三区内に操業する24番目の特別区という形でございまして、議会等もあるものでして建て主である一組が責任を持って実施するものです。許可内容については把握してございません。</p>
<p>U 委 員</p> <p>会 長</p> <p>環境都市推進担当課長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>よろしいですか。ほかによろしいですね。</p> <p>では事務局、「その他」というので何かございますか。</p> <p>皆様のお手元にブルーのアースアワーのチラシをご配付しております。3月28</p>

	<p>日、夜8時半から9時半までの1時間、できる範囲での消灯を全世界で行ってまいりますので、よろしくお願いたします。添付してある小さい紙が張りつけてあるのは児童館の子供たちに配りまして、夜8時から30分間、蓄光塗料があつて星座の形が書いてありますので、光をためて光を消すと、8時半に消灯すると星座の形がわかるということで、ご家族で楽しんでいただこうという企画で配付したものでございます。どうぞおうちで試していただければと存じます。よろしくどうぞ。</p>
<p>環境課長</p>	<p>善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出事業への提言書という冊子でございますが、これは前回1月にシンポジウムするとき、こういう提言があるということで実際に1月にできたものをご配付させていただいておりますので、後でご覧いただきたいと思ひます。多分委員もこの中の懇談会の委員になっていらっしゃると思ひます。ということでございます。それは後でご覧いただければと思ひます。</p> <p>次回の日程について調整をさせていただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>環境課長</p>	<p>21年度になりますが、5月12日の火曜日については午後、5月15日金曜日、午前中と午後ということで3コマで日程を押さえておりますが、いずれかに決めていただきたいと存じます。</p>
<p>会長</p>	<p>では、恐縮でございますけれども、ご都合の悪い方、挙手のほどよろしくお願ひします。5月12日の火曜日の午後、ご都合の悪い方。2名。それから、15日の金曜日の午前、ご都合の悪い方。お一方。それから、午後、ご都合の悪い方。お一方ですか。</p> <p>そうすると、15日ということで決めさせていただいてよろしいですか。ご都合の悪い方、恐縮ですけれども、午後に。</p>
<p>環境課長</p>	<p>今回は5月15日金曜日の午後2時からということでお願ひしたいと思ひます。</p>
<p>会長</p>	<p>よろしくお願ひします。</p>
<p>U委員</p>	<p>場所はどこですか。</p>
<p>環境課長</p>	<p>場所はこの会場ということですが、また通知をさせていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>どうも今日長時間にわたりまして、ご熱心にご討議いただきありがとうございます。これをもちまして、杉並区環境清掃審議会を閉会にさせていただきます。どうもありがとうございました。</p>